

日本国憲法第三章人権条項の生成過程

—主としてベアテ・シロタ・ゴードンの起草条項について—

○中西 央 草野 篤子（信州大）

【目的】日本国憲法第24条は、国家の公的領域のみならず私的領域に及ぶ男女平等を規定し、戦後における明治民法改正に大きな影響を与えた。本研究は、マッカーサー草案起草に至るまでの総指令部（GHQ）内での作業過程に着目し、主として第24条の起草者、ベアテ・シロタが起草した条項に詳細なる分析を加え、現代社会の中で再評価を行う。さらに、民主的な近代家族の生成に寄与した憲法第24条の明文化の淵源を探ることを目的とする。

【方法】国立国会図書館所蔵のGHQ/SCAP文書のHussey Papers, University of Michigan Graduate Library, Asia Library, 1977(Microfilm)のReel Nr. 5を主として解説し、ベアテ・シロタの日本国憲法起草条項およびその変遷過程の分析、考察を行った。

【結果】日本国憲法第三章人権条項誕生の淵源には、ユダヤ人としての被抑圧民族、及び女性としてベアテ・シロタ自身が受けた差別経験を見い出せた。さらに、ベアテ・シロタが起草した条項は、未婚の母の権利、非嫡出子の権利と差別の禁止、長子相続権の廃止、養子の保護、女性の経済的自立の助成など、現在民法改正論争の的となっている内容をも規定している点において、先進性を見い出すことができた。加えて、被抑圧民族及びジェンダーに属するベアテ・シロタの草案と、憲法研究会案の両者は、全く異なるルーツを持つ人々によって起草されたにもかかわらず、両者ともにワイマール憲法やソ連憲法等の諸外国憲法をモデルとしたことによる共通点が見出せた。ベアテ・シロタが起草した条項の先見的な内容と、憲法研究会案との共通性は、日本国憲法を評価するにあたって、新たな視座を提示した。